



# 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」 あなたは大切な人です。一人で悩まずに相談を

問い合わせ 市民協働推進課 ☎0942-85-3508

記事ID 0002173

女性に対する暴力は、夫・パートナーからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)の他、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあり、女性の人権を著しく侵害する行為です。女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

## 一人で悩んでいませんか…?

新型コロナウイルス感染症拡大により外出自粛や休業などが行われたことで、生活不安やストレスなどから、配偶者や親密な関係にあるパートナーなどからの暴力(DV)の増加・深刻化が懸念されています。家族で過ごす時間が増えたことで、配偶者やパートナーなどに関する心配や悩みが多くなっていませんか?

夫婦や家庭内の心配ごと、子育てに関すること、結婚や離婚のこと、夫や交際相手からの暴力の悩み(DV・デートDV)など女性の皆さんのさまざまな悩みを、女性の相談員と一緒に考えます。一人で悩まずに、まずはお電話ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥栖市女性総合相談	☎0942-85-3659	月・水～金曜日 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
配偶者暴力相談支援センター	☎0952-26-0018	火～土曜日 9時～21時 ※年末年始を除く 日曜日・祝日 9時～16時30分
	☎0952-26-1212	月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
性暴力救援センター・さが (さがmirai)	☎0952-26-1750	月～金曜日 9時～17時 ※救急受診は24時間対応
女性の人権ホットライン	☎0570-070-810	月～金曜日 8時30分～17時15分 ※11月18日(金)～24日(木)は8時30分～19時 ※11月19日(土)・20日(日)・23日(祝・水)は10時～17時

●内閣府男女共同参画局では、相談体制を拡充しています。「DV相談+」では、電話やメール、SNSによる相談を受け付けています。外国語(10カ国語)による相談にも対応しています



DV相談+

## パープルリボン・プロジェクト

パープルリボン・プロジェクトは、DVなど、夫婦、親子、恋人間の暴力や虐待への関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようという願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められています。



パープルリボン

## パープル・ライトアップ

市は、パープルリボンにちなんで、市庁舎の市章を紫色にライトアップします。パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談をしてください」というメッセージが込められています。

●とき 11月15日(火)・22日(火)、17時30分～19時

●ところ 市役所



パープル・ライトアップ



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。